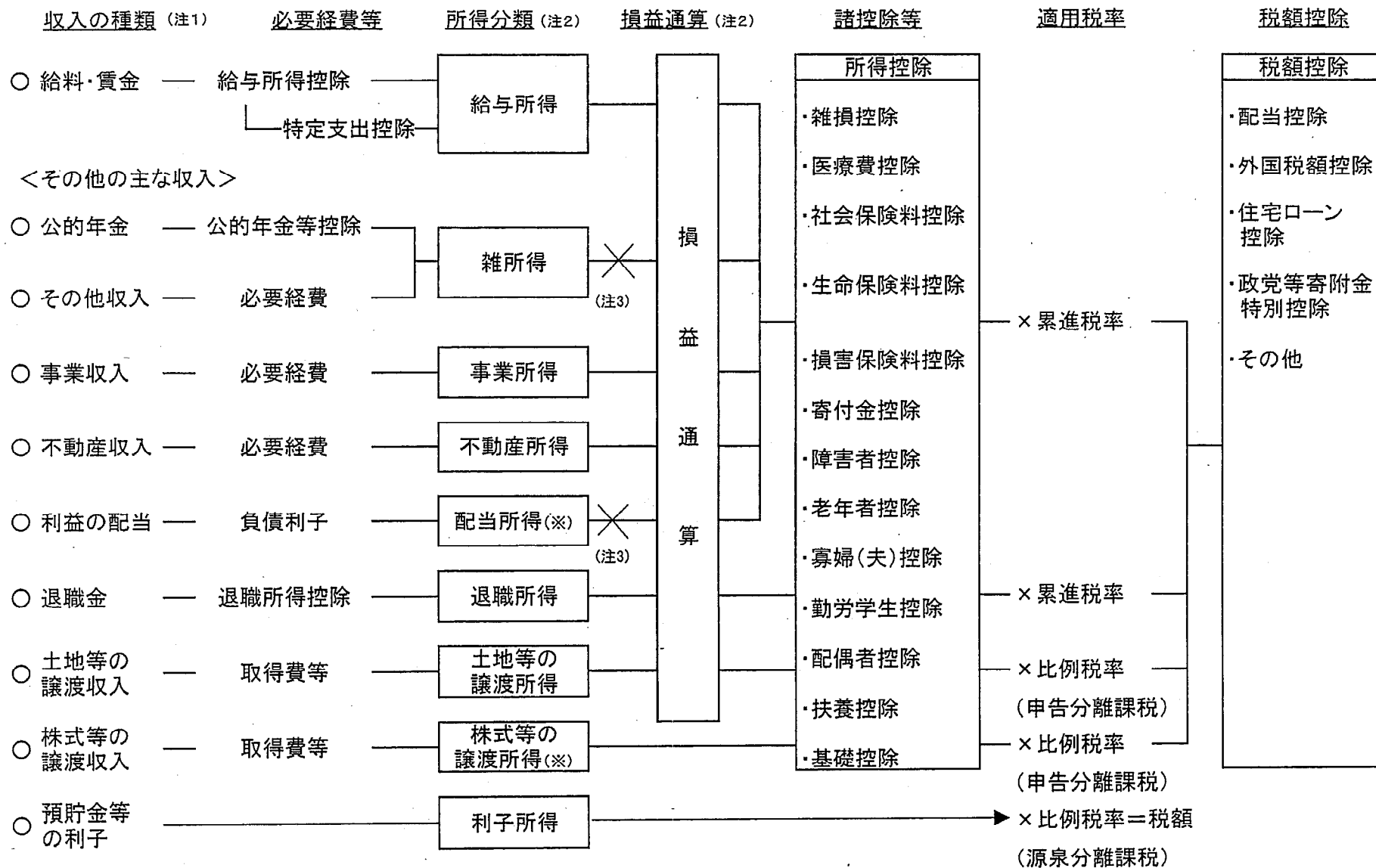


日本の給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限とその構成内訳(夫婦子2人の給与所得者の場合)

未定稿

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税最低限	325.0 万円	316.4 万円	150.0 万円	422.3 万円	338.5 万円
積算の内訳	万円	ドル	ポンド	ユーロ	ユーロ
給与所得控除	115.5	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】
基礎控除	38.0	人的控除 12,200	基礎控除 4,615	被用者控除 1,044	社会保険料控除 5,125
配偶者控除	38.0	概算控除 7,950	【税額控除】	特別支出概算控除 72	必要経費概算控除(定率) 2,332
扶養控除(2人)	101.0	【税額控除】	児童税額控除 529	保険料概算控除 4,428	給与所得控除(定率) 4,198
社会保険料控除	32.5	扶養子女税額控除(1人) 600		【税額控除】 児童手当(2人) 3,696	【税額控除】 低所得者控除 237
				(注)子女控除(児童1人につき5,808ユーロの所得控除)のうち有利な方を適用。	不徴収点 61
イメージ					

(備考) 1.日本は、平成15年度改正において配偶者特別控除(上乘せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税について適用)。なお、平成15年分の課税最低限は384.2万円である。

2.日本は子2人のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子2人のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上として計算している。

3.諸外国は平成15年1月現在の税法に基づく。

4.邦貨換算は、次のレートによる。1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年6月から11月までの間の実勢相場の平均値)